

（臨時乗車定員）

**第 238 条** 臨時乗車定員に関し、保安基準第 54 条第 2 項の告示で定める人数は、座席定員と第 190 条第 2 項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計とする。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を  $0.14\text{m}^2$  で除した整数値とする。